

## 院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル合意書

日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院（以下、甲という）と

保険薬局名称：\_\_\_\_\_（以下、乙という）は、  
甲の院外処方箋における問い合わせの運用について、下記の通り合意した。

なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分説明の上同意を得てから行うものとする。

### 【 記 】

#### 1. 院外処方箋における問い合わせの運用について

「日赤愛知医療センター名古屋第二病院院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル」（別紙）に挙げる疑義照会不要項目①～⑯については、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。また、別紙の事項に関して合意した内容は遵守する。

（参考：薬剤師法第 23 条）

1. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
2. 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

#### 2. 開始時期について

開始時期：令和 年 月 日

#### 3. 合意の解除及び内容の変更について

合意の解除及び内容の変更については、必要時に協議を行うこととする。

令和 年 月 日

名 称(甲)：日本赤十字社愛知医療センター  
名古屋第二病院  
住所：名古屋市昭和区妙見町 2-9

代表者氏名：病院長 佐藤 公治 印

名 称(乙)：

住 所：

代表者氏名：

印